

丹波市権利擁護支援センターの設置形態別メリット・デメリット比較・検討表

観点	直営方式		委託方式	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
A. 機能・役割	① 市の意向を反映しやすい。 ② 市民ニーズ等に基づき政策形成がしやすい。 ③ 公立中立性を担保できる。	① 行政職という立場上、個別ケースの対応が柔軟にできない場合がある。 ② 人事異動があるため、専門性及び継続性の確保が難しい。	① 専門職の常駐化により専門性及び継続性が担保できる。 ② 受託先の特性（ノウハウ）を活用できるため、後見活動のサポートが効率的に実施できる。 ③ 法人後見業務が行える。（頻回な対応が必要、緊急性が高い事例など） ④ 個別ケースの対応が柔軟に行える。	① 市の意向が反映しにくい。 ② 市民ニーズ等に基づく政策形成において委託先との調整等に時間を要する。 ③ 公正中立性の担保が難しい。 ④ 専門性が高いため委託先が限られる。
B. 連携・調整	① 処遇困難事例等、関係部署（介護保険課・障がい福祉課等）との情報連携及び調整が容易にできる。（同一庁舎内緊急対応可） ② 権利擁護業務のノウハウがつかめており、導入がスムーズである。	① 経験不足から対応に時間を要する。		① 委託者と受託者の関係を適切に維持する必要があるため、センター運営を進めるために必要な合意形成に時間を要する。（指揮命令系統が別） ② 業務が適正に履行されていることを確認する必要があるが、目に見える形で確認がしにくい。
C. 市民視点	① 公的機関という安心感がある。 ② 相談窓口の一本化が期待できる。	① 市役所は敷居が高いと感じる人もいる。	① 市役所よりも気軽に行きやすい。 ② 市職員よりも相談しやすい。	① 委託法人に対するイメージによって相談がしにくいと感じる人がいる。
D. 人員体制	① 現職員が兼務するため、新たな配置増を要しない。	① 業務量に応じた柔軟な人事異動及び体制の変更が難しい。 ② 災害時等は緊急度を判断し他業務を優先しなければならない場合がある。 ③ 継続した専門職の確保が不確定である。 ④ 他業務と兼務は避けられず、職員の負担は今以上に増加することが考えられる。	① 高齢・障がいの後見制度の窓口の一本化が可能となり、複雑多岐事案に対する負担が軽減する。 ② 市職員（専門職）は複雑化、多様化する課題に対応すべく福祉総合相談及び虐待対応等に専念することが可能となる。	① 委託のスケールメリットを活かすため、専門職及び事務職員の配置減が前提条件となる。 ② 受託先によって、専門職の資質、能力が左右される恐れがある。
E. 財政負担	① 委託と比較すると多額の財政負担は生じない。			① 人件費、運営経費等を含み、新たに多額の財政負担が生じる。

観点	広域委託方式	
	メリット	デメリット
丹波篠山市 が委託する 既存セン ターと仮定 した場合	単独委託のメリット以外に ① 相応の負担で委託機関の特性を活用できる可能性がある。 ② 専門職の人数は限られているため、広域的に社会資源（成年後見人等、専門職）の活用が可能となる。 ③ 対応事例に関するノウハウの蓄積が可能となり、センター機能の質向上が図られる。	単独委託のデメリット以外に ① 委託する自治体間での調整が必要である。 ② センターの設置場所によっては、距離が遠方となり相談に行きにくい可能性がある。

そ の 他 意 見	
運営 設置形態	① 委託した場合、「二公八民」、「三公七民」ほどの割合で運営に伴走する。 ② 広域委託の場合、同一法人であったとしても市の独自性が出て良いのではないかな。 ③ 委託する相手によって大きな差が出る可能性がある。 ④ 立上げ時は直営で、軌道にのれば広域への委託もよいのではないかな。徐々に移管していく方法もあり。スタートは手探りで行っていくため、各方面との連携体制の強化をすすめていく必要がある。
機能・役割	① 分野をまたぐ横断的な+αの事業を担う丹波市オリジナルのセンターを設置。権利擁護に限定せず、「地域共生センター」のような名称により地域共生社会のネットワークを構築する役割を担う。 ② Youtube、SNSを利用する世代に向け、電子ベースでの周知活動が必要である。 ③ 届きにくいSOSをキャッチするとともに支援につなげる仕組みづくり。「人権」、「代弁者」について正しい知識をもった市民を増やしていく。 ④ 具体的な解決手段（成年後見制度の利用）がなければセンターの機能として不十分になるのではないかな。
人材	① 機能(案)を全部行うのか、段階的に少しずつ広げるのか。人材確保の有無によって「できる」、「できない」が大きく関わってくるのではないかな。 ② 専門性が高いため、業務に対する熱意、情熱も必要である。専従職員の配置について、あて職ではなく現職の正職員または専門職の配置が絶対条件。 ③ 設置形態に関係なく、職員の専門性・質の確保が最も重要である。
その他	① 議会で案を通すにあたり、市長、市議会議員へ内容を十分把握したうえで検討してもらいたい。 ② 委託する場合、既存の法人ではなくセンター運営の法人を設立し、丹波市オリジナルの専門職のエキスパート集団をつくる方法もひとつの方法。 ③ 直営で設置している自治体の例を知りたい。 ④ 権利擁護支援センターと聞いてもイメージがぼんやりしており、分かりにくい。何でもしてくれると過度な期待を背負うかもしれない。

